

平成 29 年度第 3 回 鹿角市空き家等対策協議会の概要

【開催日時】平成 30 年 3 月 19 日（月）午前 10 時 00 分～10 時 20 分

【開催場所】市役所本庁舎 1 階 第 5 会議室

【出席者】児玉一会長、木村正樹委員、黒沢均委員、服部巧委員、木村芳兼委員、海沼均委員

会 議 要 点

1 開 会 午前 10 時

過半数の出席により、会議が成立している旨の報告（事務局より）

2 会長あいさつ

3 協議案件

(1) 鹿角市空き家等対策計画（案）について

委 員） ホームページへのアクセスはあったのか。

事務局） 閲覧はあったが、意見は寄せられなかった。

パブリックコメントの結果を報告。本計画を素案から案とし、庁議を経て本計画となることを報告。

全会一致により了承。

(2) 平成 29 年度 鹿角市空き家等適正管理推進事業の事業報告について

委 員） 苦情件数が 3/12 現在との報告であったが、それ以降に相談や苦情等があったのか。

事務局） 3/12 以降は寄せられていない。

委 員） 除却費補助金は 50 万円の限度額であるが、来年度も同額か。解体費用を見ると高額であるため、上限額も検討していかなければならない。

事務局） 限度額については、県内でも高額の方である。本市が県内でも早い時期に始めており、その後、制度を設ける自治体が増えたが、上限額については高いところにある。

委 員) 補助により解体した家屋の面積はわかるのか。

事務局) ①は 216 平米、②は 207 平米、③278 平米となっている。

前段、解体費用が高額との話があったが、いずれも建物の中に生活残
さが残っており、これら廃棄物処理の費用が掛かり増しになっている。

補助についても、県内では 60 万円の上限額が最高額であるが、50 万
円の上限額は 2 番目となっている。他市町村では 30 万円という上限額も
ある。

委 員) 苦情について、地域や期間など特徴があるものか。

事務局) 住宅密集地からの苦情が多く、農村部の敷地が広大な地域は苦情件数
が少ない傾向にある。冬場も同様の傾向である。

委 員) 住宅密集地だと落雪の苦情は想像できるが、夏場も苦情はあるのか。

事務局) 主に草木の繁茂による苦情のほか、ハチの巣に関する苦情等があるの
で、年中通して苦情はある。

(3) 平成 30 年度空き家等適正管理推進事業の事業予定について

委 員) 空き家実態調査について公募型プロポーザルで行うとのことであった
が、どのような業者があるのか。

事務局) 空き家実態調査を業務とする事業者が、平成 27 年の空き家特措法施行
後に複数存在している。

委 員) 市内にもそのような業者はなるのか。

事務局) いないと思われる。台帳整備として庁内統合型 GIS の空き家台帳の更
新もあり、GIS に必要な空間処理に関する業務を行える事業者はいない。

4 閉 会 (午前 10 時 20 分)